

伊佐市職員採用試験【追加募集】案内

伊佐市では、下記のとおり令和3年度の職員採用試験【追加募集】を行います。

1 試験区分及び受験資格等

試験区分及び受験資格については、次に掲げる表のとおりです。

試験区分	採用予定 人 員	職務の内容	受 験 資 格
一般行政Ⅰ (一般事務)	若干名	市長部局・水道部局・ 行政委員会等に勤務 し、一般の事務・技術 に従事します。	平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生 まれた人で、高等学校卒業以上の学力を有する人 (令和4年3月卒業見込みの人を含む。)
一般行政Ⅰ (一般事務)	障がい者枠 若干名	市長部局・水道部局・ 行政委員会等に勤務 し、一般の事務・技術 に従事します。	身体障害者手帳か療育手帳、精神障害者保険福祉手 帳のいずれかを所持し、平成3年4月2日から平成16 年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の 学力を有する人 (令和4年3月卒業見込みの人を含む。)
一般行政Ⅱ (土 木)	若干名 (障がいのあ る人を含む)	市長部局・水道部局・ 行政委員会等に勤務 し、専門的な技術又は 一般の事務に従事し ます。	昭和61年4月2日から平成16年4月1日まで(18 ~35歳)に生まれた人で、高等学校卒業以上の学 力を有する人 (令和4年3月卒業見込みの人を含む。)

※ 伊佐市の職員採用にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨を踏まえて試験を実施しています。身体障害者手帳か療育手帳、精神障害者保険福祉手帳のいずれかを所持している人は、採用試験申込みの際、手帳を持参し、受付で提示してください。

2 欠格事項(次のいずれかに該当する人は受験できません。)

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 伊佐市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

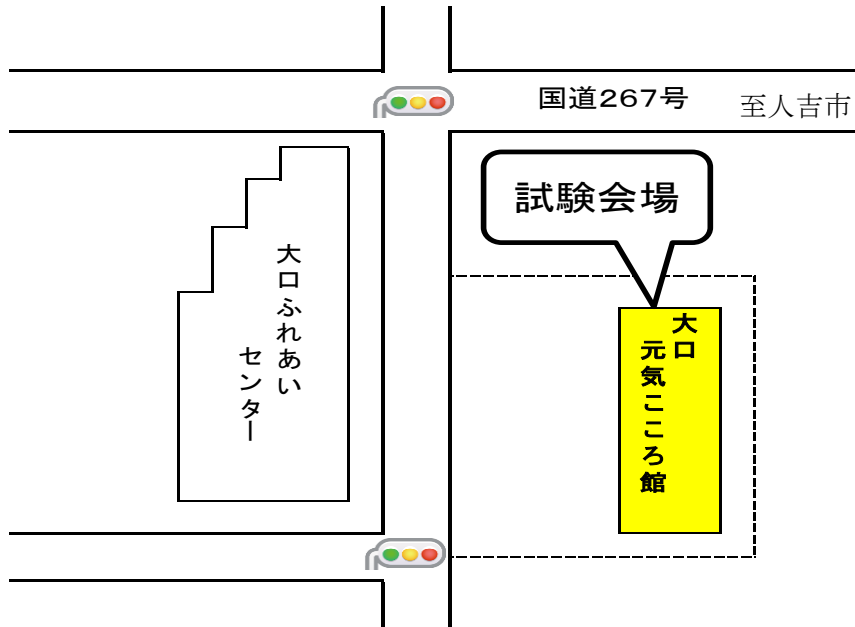
3 試験日時

一般行政Ⅰ《一般事務》

令和4年1月23日(日) 午前8時30分から

4 試験会場 大口元気こころ館

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 3054-1 Tel.0995-23-2361



5 試験内容

第1次試験	一般行政Ⅰ（一般事務）	高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験
	一般行政Ⅰ （一般事務：障がい者枠）	
	一般行政Ⅱ（土木）	
第2次試験	一般行政Ⅰ（一般事務）	面接試験 （第1次試験合格者のみ、別日程で実施）
	一般行政Ⅰ （一般事務：障がい者枠）	
	一般行政Ⅱ（土木）	

6 採用及び給与

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和4年4月以降、必要に応じて採用されます。なお、名簿は原則として1年間有効です。
- (2) 給与（給料、諸手当）は伊佐市職員の給与に関する条例により、経歴など勘案のうえ支給されます。

7 受験手続

- (1) 受験申込書兼履歴書（上半身写真添付）を受付期間内に市役所総務課職員係に提出して受験票を

受領してください。

受験申込書兼履歴書は、市役所総務課にあります。また、このホームページから

受験申込書兼履歴書をダウンロードする場合は、**両面印刷**してください。

- (2) 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、84円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（20cm×9cm程度）を必ず同封してください。
- (3) 身体障害者手帳か療育手帳、精神障害者保険福祉手帳のいずれかの交付を受けている人は、申込みの際、受付で提示してください。郵送で申し込む場合は、手帳の写しを同封してください。

8 受付期間 令和3年12月13日(月)～1月11日(火)

(平日の午前8時30分～午後5時15分)

※ 郵送の場合は、1月11日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

【申し込み・問合せ先】 伊佐市役所 総務課職員係

所在地：〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

T E L : 0995-23-1311 (内線1112・1113)

E-mail : syokuin@city.isa.lg.jp

U R L : <http://www.city.isa.kagoshima.jp>

※ 受験申込書兼履歴書等に記入された個人情報は、本市採用試験に関わる事項及び個人を特定しない各種統計資料作成のために使用するものです。本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。